

魚沼市守門健康センター 指定管理者募集要項

この要項は魚沼市が公募する魚沼市守門健康センターに関する要項を記載したものです。申請者はこの要項のほか、指定管理者の募集に関する共通要項を確認してください。

令和7年8月

魚沼市市民福祉部健康増進課

魚沼市市民福祉部介護福祉課

魚沼市守門健康センター指定管理者 募集要項

魚沼市守門健康センター(以下「健康センター」という。)の指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

(1) 設置目的

市民の健康の保持及び増進、疾病の治療及び在宅老人等に対する各種サービス並びに居住施設の提供を図ることを目的とします。

(2) 指定管理者に期待する役割

関係法律、条例及び設置目的の理解と遵守、公平なサービスの提供と平等な利用の確保、サービスの質的向上の工夫によるセンターの利用促進とセンター運営による地域社会への貢献を期待します。

2 施設の概要

(1) 名 称 魚沼市守門健康センター

(2) 所 在 地 魚沼市須原 1237 番地 1

(3) 建物概要

ア 開 設 平成 7 年

イ 構 造 鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上 2 階

ウ 延床面積 2773.49 m²

エ その他施設 車庫 1 棟(198.00 m²)、駐車場(2,210 m²)

(4) 特記事項 魚沼市守門保健センター(以下「保健センター」という。)、魚沼市守門デイサービスセンター(以下「デイサービス」という。)、魚沼市守門高齢者居住施設(以下「居住施設」という)、魚沼市守門訪問介護事業所(以下「訪問介護」という。)、診療所併設の複合施設

3 指定管理者が行う業務

(詳細については、「魚沼市守門健康センター指定管理業務仕様書」を参照)

- (1) 保健センターの事業運営に関する業務
- (2) 通所介護の事業運営に関する業務
- (3) 居住施設の事業運営に関する業務
- (4) 訪問介護の事業運営に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

4 施設の管理運営に係る基本的事項

(1) 開業時間

ア 保健センター	午前 9 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
イ デイサービス	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
ウ 居住施設	常時
エ 訪問介護	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 休業日

ア 保健センター	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
イ デイサービス	日曜日及び 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで
ウ 居住施設	なし
エ 訪問介護	魚沼市の休日を定める条例(平成 16 年魚沼市条例第 2 号)に規定する日

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開業時間又は休業日を変更することができます。

5 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理者の事業収支に関する事項

(1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理者は、デイサービス及び訪問介護事業については、利用料金による収入をもって、業務を行うものとします。

(3) 指定管理者は、保健センター及び居住施設事業について、利用料金による収入及び市が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。市は指定管理者に対して毎年度予算の定めるところにより、指定管理料を支払うことができるものとします。ただし、指定管理料上限額を超えて支払うことはできません。令和 8 年度指定管理料上限額は下記のとおりです。詳しくは「指定管理料上限額算定表」を参照ください。

ア 保健センター 年 7,300 千円

イ 居住施設 年 6,000 千円

(4) 指定管理委託料の精算は、特別の事情がある場合を除き、行わないこととします。

(5) 指定管理者が自らの提案により実施する事業に伴う収入は、指定管理者の収入とします。なお、自主事業を行う場合は市と協議を行うものとします。

7 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができますが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものとします。

8 職員体制

指定管理者は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)の規定以上の職員を配置するものとします。

9 国県への届出手続等

新規に参入する事業者につきましては、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に基づく届出及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく事業者指定の手続を行う必要があります。指定管理者は、老人福祉法第 15 条に規定する者である必要があります。

10 関係法令等の遵守

指定管理業務を行うに当たっては、次の関連する法令等を遵守するものとします。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 魚沼市守門健康センター条例(平成 16 年魚沼市条例第 88 号)
- (3) 魚沼市守門健康センター条例施行規則(平成 16 年魚沼市規則第 73 号)
- (4) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 16 年魚沼市条例第 52 号)
- (5) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する施行規則(平成 16 年魚沼市規則第 52 号)
- (6) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)ほかその他の労働関係法
- (7) その他関係法令

11 個人情報の管理

指定管理者は関連する法令等に基づき、適正に個人情報を管理しなければなりません。

12 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の理由のために利用してはなりません。指定の期間が終了したときも同様とします。

13 事業報告書を把握するために必要な事項

指定管理者は、魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、毎年度事業報告書を提出しなければなりません。

14 モニタリングの実施

市は、モニタリングを随時実施することができるものとします。実施に当たって、指定管理者は、魚沼市の要請に基づき協力しなければならないものとします。

15 応募に関する事項

- (1) 提出書類

共通要綱で定める書類を提出してください。

(2) 質問の受付

仕様書等について質問がある場合は、原則として文書(任意様式)又は電子メールにより問合せ先へ提出してください。

16 協定に関する事項

(1) 市議会の議決を得て指定管理者を指定した後、協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 利用許可に関する事項
- ウ 事業計画書に記載された事項
- エ 管理運営の収入に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たり個人情報の保護に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 指定取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク リスク分担に関する事項
- ケ 他施設の管理者との費用負担に関する事項
- コ 緊急時の取扱いに関する事項
- サ その他、市が必要と認る事項

(3) リスク分担の基本方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は次のとおり(次頁)です。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に関する基本的考え方

種 類	リスクの内容	負担区分	
		市	指定管理者
法令の変更等	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(魚沼市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	事業内容等の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
	急激な物価上昇、山間地域における特別な事情による運営費の増大	協議事項	
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が1件当たり30万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
備品購入	購入に係る費用が1件当たり100万円未満の場合		○
	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	
	上記以外の場合	協議事項	
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合(ただし、指定管理経費を減額する場合がある)	○	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等)		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等第三者に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等)		○
	上記以外の場合	○	
災害時対応	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、暴動その他の魚沼市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う、待機体制の確保、被害調査・報告、応急処置等	指示等	○
	災害復旧	○	
	施設利用者の被災に対する責任	協議事項	
施設の保守・保険等	施設の火災保険加入、土地借上料	○	
	上記以外の維持管理費 消防施設点検、特定建築物点検、電気工作物保安管理、空調機器保守、エレベーター保守、地下タンク点検等		○

【この要項に関する問合せ】

「保健センター」に関すること。

魚沼市役所 市民福祉部 健康増進課

TEL:025-792-9763 FAX:025-792-9500

e-mail:uc903901@city.uonuma.lg.jp

「デイサービスセンター、居住施設及び
訪問介護」に関すること。

魚沼市役所 市民福祉部 介護福祉課

TEL:025-792-9755 FAX:025-792-5600

e-mail:kaigo@city.uonuma.lg.jp

【書類の提出先】

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地

魚沼市役所 市民福祉部 介護福祉課

TEL:025-792-9755 FAX:025-792-5600

e-mail:kaigo@city.uonuma.lg.jp

※受付時間 平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで